

平成23年9月22日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英
八 木 健 治
武 田 浩 一
上 杉 昌 弘
猪 野 由紀久
松 下 長 生

震災復興のための財源確保を求める意見書について

震災復興のための財源確保を求める意見書を次のとおり提出する。

記

震災復興のための財源確保を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本における観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震による液状化や地盤沈下、10m以上の大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

また、津波により東京電力福島第1原発においては、全電源喪失による炉心溶融事故が発生し、大量の放射性物質を広範囲に拡散させるなど、いまだかつて経験したことのない大災害となっている。

国においては、この大災害からの復興を行うため、6月24日に「東日本大震災復興基本法」が公布・施行され、その第7条に定める復興のための資金確保については、復興及びこれに関する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ることとしている。

さらに、9月2日に野田内閣が発足し、首相の記者会見においても、東日本大震災の復旧・復興と東京電力福島第1原発事故の早期収束を最優先の課題とし、復興財源では、徹底した歳出削減などを行った上で、足りなければ時限的な増税措置を取ると明言しており、本市議会としても震災復興や原発事故の早期収束に向けた財源確保については賛同できるものである。

よって国におかれては、早急に人件費の削減や施策の見直しを積極的に行い、安易に増税を行わないよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 先ずは国会議員及び国家公務員を2割以上削減すること
- 2 更なる事業仕分けによる歳出の見直し等により、徹底した無駄を排除すること
- 3 経済状況を見極め、安易な増税を行わないこと
- 4 増税を行う場合は必要最低限のものとする

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
行政刷新担当大臣
経済財政政策担当大臣